

第13 単元

徴収対策室稼働せよ（番外編）

厚生労働省によると、国民健康保険の平成22年度収納率の全国平均は88・6%と前年度より0・59ポイント回復はしているものの3900億円の赤字となっており、厳しい財政状況は変わらないようです。また、平成24年には国民健康保険法の一部を改正する法律が施行されました。その改正の趣旨は国民健康保険制度の安定的な運営を確保することですが、国民健康保険の財政基盤強化策の恒久化と、もう一つは財政運営の都道府県単位化の推進が柱となっています。

さて、庭瀬市では今年の4月から、税金の滞納だけではなく国民健康保険料や介護保険料、保育料などの徴収についても支援、指導をする組織として、徴収対策室を設置しました。初代の室長には、藤原整理推進係長の副官であった松島主任が昇格しています。



事務室ミーティングテーブル

松島新室長がホワイトボードの前に立っている。向かい側に座る、整理推進係から4年間行動を共にしてきた大塚主任、平原主事、林主事の面々……。少し緊張した面持ちである。

挨拶を始めている松島。

「……以前から一緒だったみんながいることで、心強く安心感があります。組織の変更にもない整理推進係に代って

新しく徴収対策室ができましたが、収納率を上げるといふ基本的なことは今までと変わらず同じですので、これからはよろしく願います」

軽く頭を下げる松島。頷きながら答礼する3人。

「さて、これからは滞納する税に加えて、国民健康保険の徴収のあり方を考えていかなければなりません。この4ヶ月ほど国保の勉強を重ねてきましたが、実践となるとさすがに緊張もするし、時効の問題や公租公課が絡む問題など、気を引き締めて取り組んでいかなければなりません。今回の人事異動では国保側から井場主事が我々の室のメンバーに加わります。そして、新規採用の久保主事を合わせた6人で徴収対策室は立ち上がります。井場さんと久保さんの国税徴収法に基づく滞納整理研修は、大塚さんをお願いしたいと思います。井場さんは国保経験があるから、反対に教わることも多いと思います」

話しながらホワイトボードに皆の名前を書いている。大塚↓新任者研修と書いてある。

「わかりました。国保料の徴収についてはまだ自信が持てませんが、なんとかやってみます。研修の前に平原くんと林さんと3人でミーティングをしながら予行練習をしてみます」

笑顔がこぼれる大塚。

「うん。そうだね。復習にもなるし、それがいいと思う。特に短期証のあり方とか保険証の有効期間のこと、郵送による保険証の交付をどうするかなどは、井場さんの意見も参考にしながらやってほしい……」

徴収対策室の設置が決定した昨年から、4人は国民健康保険の徴収について勉強会を繰り返してきました。その勉強会の中でも、短期被保険者証や資格証明書のことにより多くの時間を掛けています。



ラーメン屋味美（あじよし）

ラーメンをすすめる松島と県庁の倉本。

「庭瀬市は松島くんが徴収責任者だから安心したよ。庭瀬市は今までどおり、私たちと協力体制でよろしく……」

「藤原さんのようにうまくいくか不安なところがありますが、頑張ります」

「大丈夫。山ちゃんコンビがいなくなったのは寂しいだろうが、若手も育っているだろうから」

「ダブル山ちゃんがいらないのは確かに大き過ぎますね。大塚さんはバッチリますますレベルアップしていますから、あとは平原くん頑張ってもらいます」

「平原くんか、懐かしいよな。最近は元気なの？初めて来た頃は若いのにたそがれ状態だったものなあ」

倉本の話聞きながら、松島も平原がやってきた頃のことを思い出していました。

話を続ける倉本。

「先週、社会保障推進協議会の会長さんやメンバーの皆さんが県庁にいらっしやって、県が市町村に対して資格証明書や短期証の事務取扱いを改めるように指導しろとおっしゃるんだ。まあ毎年この時期になると訪問されるのだけど、今回の話ではほんとかよ!?という信じられない事案がいくつかあって耳を疑った。例えば短期証の窓口留保の期間、あれはまずいと私も思った」

「呼び出しても滞納者が反応しない場合の取扱いに苦慮していると、国保側から引き継ぎを受けています。そう簡単には連絡をくれないでしょうしね。保険証をそのまま留保しているのですか？」

「うん、そこだよ。いつまでも市町村の窓口で保険証を留保していることを、協議会の皆さんも問題視している。それ

徴収対策室内

ホワイトボードを使って事案の状況を説明する平原。

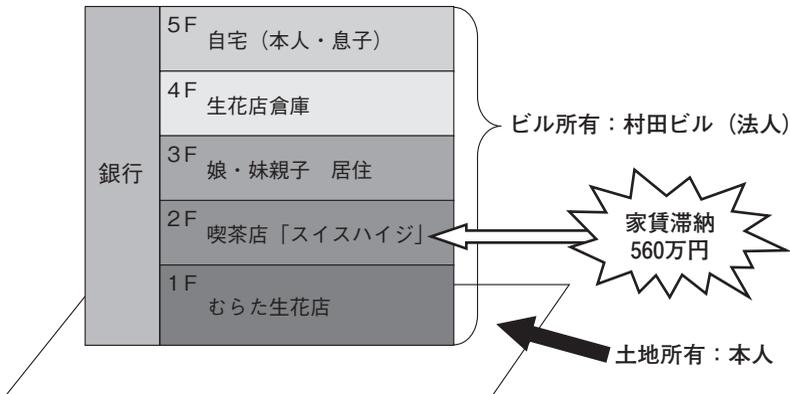
事案の概要は、テナントビルのオーナーが国民健康保険料を140万円滞納しているが、その原因が店子の賃料の遅延から生じているというもの。また、滞納者は1階で生花店を営んでいるが、こちらの本業でも売掛金の焦げ付きなどから経営が行き詰っている。

「……滞納者の村田は、弥生2丁目にある有限会社村田ビルと同じく有限会社むらた生花店の社長をしています。社長と言っても配達は当人と息子、店舗を娘と妹に任せており、典型的な家族経営です。忙しくなると姪が手伝っていただきます」

ホワイトボードに家系の様子を書きながら説明する平原。
平原、説明を続ける。

「昭和55年に村田自身の所有する土地にテナントビルを建て、この建物の所有権を有限会社村田ビルとしました。村田自身が経営する生花店は有限会社むらた生花店で、こち

村田ビル構図〔庭瀬市弥生2丁目〕



らも法人登記をしています。地代と賃料及び報酬の流れは、地代が村田ビルから村田へ月40万円、むらた生花店の賃料は村田ビルに20万円、村田にはこの2社から各々30万円ずつの役員報酬があります。建物は5階建てで、2階には喫茶店スイスハイジ、3階は数年前までは美容室が入居していましたが賃料を負担できなくなり退去、その後は改装して娘と妹と姪の居宅にしています。4階は現在、生花店の倉庫、5階が本人と息子の居宅となっていて、賃料収入は事実上、2階の喫茶店スイスハイジの月15万円だけとなっています。そのスイスハイジに対して約560万円の未払い賃料が発生しています」

ホワイトボードには、家系の様子の図と5階建ての建物の状況が書かれている。

「560万円とは3年以上賃料が滞納されているということですか」

松島が確認する。

「いいえ。例えば先月も月に何度かに分けて賃料を分割で納めていますが、月の合計で11万円ほどにしかならず、4万円ずつ賃料の滞納が累積されています。10年以上前から滞納が続いており、月15万円の賃料に対して平均10万円前後の納付しかないため、少しずつ滞納が膨らんできたようです」

「10年も滞納？喫茶店の追い出しはしていないのか？」

松島にしては珍しく、少しイラついた口調です。

平原が続けます。

「テナントビルを建てた頃から入居しており、長い付き合いのために大家と店子というよりも近い関係が出来上がっていたようです。遅れ始めた当初にあまり強く責めなかったことが、スイスハイジの店主を甘やかしてしまったようです。今は弁護士に依頼して、滞納となっている金額の請求だけはしています」

「弁護士に依頼しても賃料滞納は増え続けているのか。困った事案だな」

「生花店も、取り引きしていたホテルの破綻や取引先の飲み屋街の景気低迷からどんどん売り上げを落としていて、村田本人の報酬はほとんど取れない状況です。ただ、本人は73歳で年金が2ヶ月毎に38万円程度あるので、それだけでなく生活だけは維持している状況です」

「おい、この事案の税はどうなっている？確か昔、山ちゃんが担保をとって完納させた事案ではないのか」

松島は腑に落ちないといった顔をしています。

「村田は、土地の固定資産税は全額納付しており、滞納はありません。室長のおっしゃるように、村田ビルは建物の固定資産税を納められず約150万円まで滞納がありました。山崎主任が一度完納に導き当市が徴した抵当権は2年前に抹消した経緯があります。現在の村田ビルの滞納状況は2、3期遅れている程度で、むらた生花店の方は法人市民税を平成22・23年と滞納していますが10万円だけです」

「なるほど、思い出したよ。税は完納させたけれど、国保の滞納が続いていたということだね。確か村田ビルの近くの庭瀬信用金庫弥生支店がビル建設時の融資金だったはずだ。抵当権の残債務の状況はどうなっているの？」

「信用金庫への返済は半年ほど遅れてはいますが、残金は約300万円。担保価値からすると超優良債権です」

「我々にとっても優良債権のはずだね。税の滞納整理を検討していた頃は、国保をまったく意識していなかったからな。完済間際の滞りだから、信用金庫さんも遅延利息で儲かるので、これといって手は打たないよ……」

「私は、村田の所有する底地に抵当権を付けて、換価の猶予に基づく分割納付で滞納額を縮減させたいと考えています」

平原の説明はひととおり終わりました。

「この事案を大塚主任はどう考える？」

「どうやら、松島は平原の整理方針に納得していないようです。」